ESGとは？

【ESG投資】

- **環境問題（E）、社会問題（S）、企業統治（G）の観点から見た企業の成長見通しを投資意思決定プロセスに反映させること。**

- **財務数値だけでは見えない企業の全体像を理解し、持続的な成長の条件を備える企業を後押しすることでより良い未来の実現を市場の側から支援し、そしてそれが良好なリターンにつながるという循環を追求すること。**

✓ SDGs： 持続可能でよりよい世界を目指す「国際目標」

- ◆ 国連サミットで採択。SDGs：Sustainable Development Goalsは2030年までに目指す17のゴール・169のターゲットから構成
- ◆ 国や企業、各自治体などは、この目標を達成するために様々な取り組みを実施

✓ ESG投資： SDGsを実現するための「手段」

- ◆ 投資の分析と意思決定プロセスに、投資対象のESGを評価して、ESG課題を組み込み
- ◆ ESGへの取り組みに優れる企業を加点評価するアプローチのため、**ポジティブ・スクリーニング**と呼ばれる

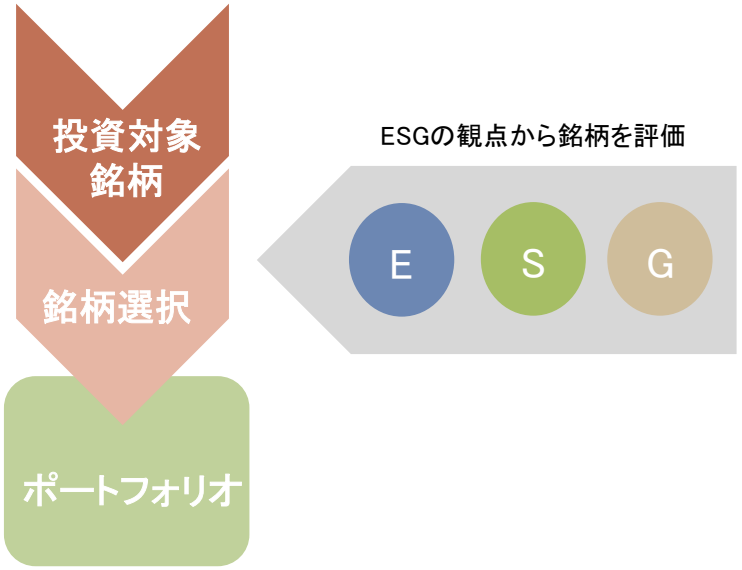

出所：国連、総務省、各種情報をもとにUBSアセットマネジメント作成。
1～17は2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標。

ESGの沿革

【MSCIワールド指数の推移 とESGの取組み】(1997年6月末～2021年3月末)

【2019-2020年にESG投資が加速 ～ カーボン・ニュートラルを目指す動き】

2050年 実質排出ゼロ

- バイデン大統領が就任時にパリ協定再加入を表明
- 2035年の電力脱炭素の達成、2050年排出実質ゼロを表明
- グリーンエネルギー等に4年間で2兆ドルのインフラ投資を計画

2060年 カーボン・ニュートラル

- 2060年カーボンニュートラルを目指すと表明
- EVやFCV等の脱炭素技術の産業育成に注力、2020年の新エネ車の補助金予算は4,500億程度

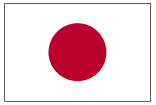

2050年 カーボン・ニュートラル

- 温室効果ガスを2013年度比2030年までに26 %削減、長期目標として2050年までに80%削減
- 2050年までにカーボンニュートラルを目指す

出所：UBSグループ、各種情報よりUBSアセット・マネジメント作成。
MSCIワールドは米ドルベース。上記は過去のものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

拡大するESG投資

- 近年、気候変動リスクに対する関心の高まりや法制度面からの後押しもあり、ESG投資を巡る取り組みが、企業側・投資家側双方において加速しています。

- 日本においても、サステナブルに関連する投資信託の残高は足元で急増し、サスティナブル投資の機運は高まっています。

【PRI署名機関と運用資産総額の推移】

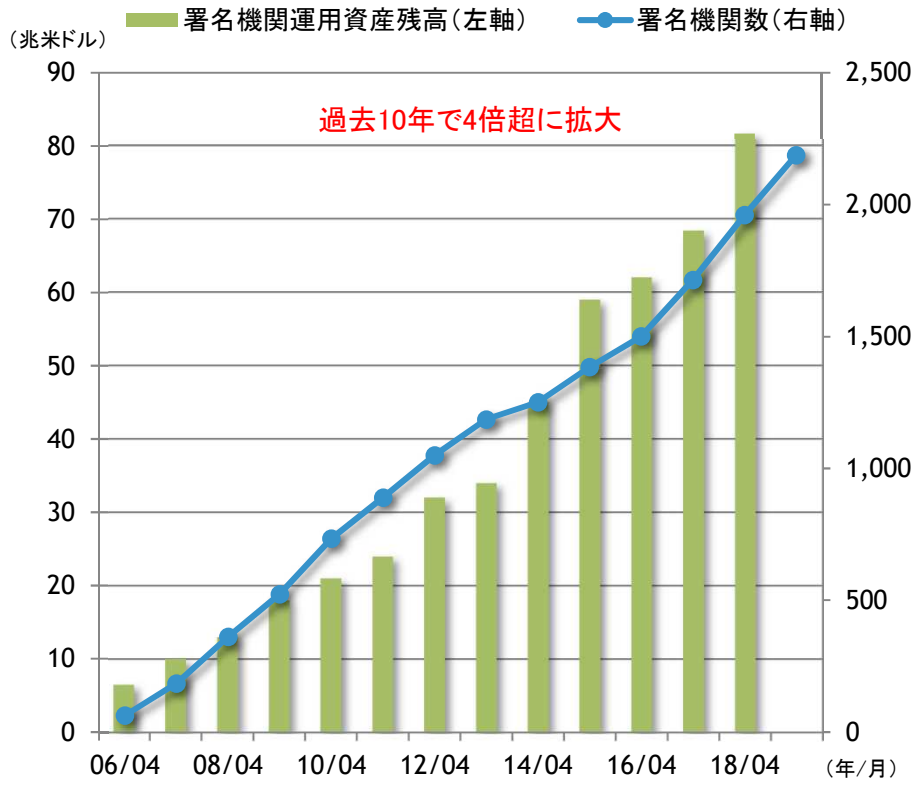

【サステナブル国内投資信託残高】（2015年12月末～2020年9月末）

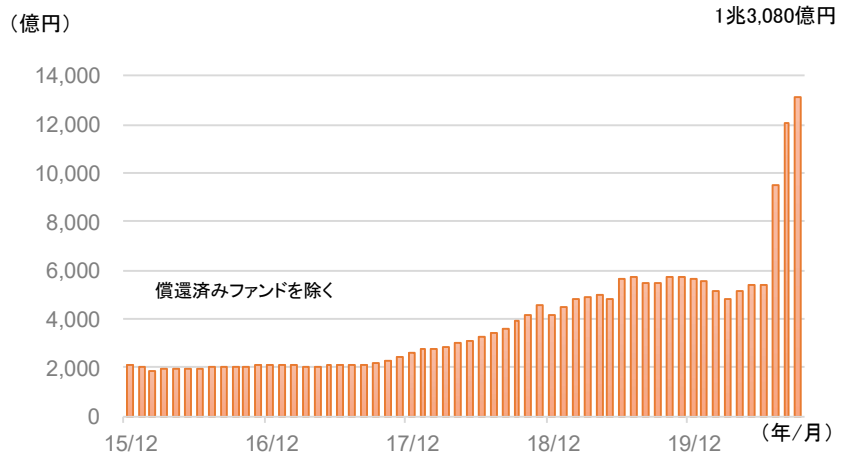

出所：US SIF Fondation、PRI、GSIA、経済産業省リフィニティブよりUBSアセット・マネジメント作成。
左グラフの運用資産残高は2006年4月～2018年4月、署名機関数は2018年11月まで。上記は過去のものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ESGの手段

ネガティブ・スクリーニング

- ESG 要件に基づき，特定のセクターや企業を投資ポートフォリオから除外
- 事業遂行上守られるべき国際的な規範（Norm）に従わない企業をポートフォリオから除外

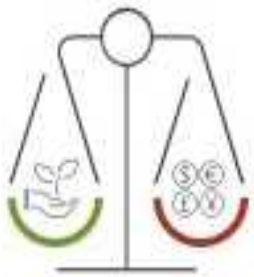

ポジティブ・スクリーニング

ESG 評価の高いセクターや企業を選択して投資

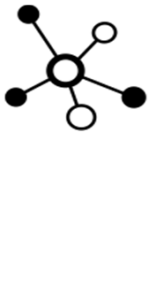

エンゲージメント・株主行動

投資先企業との直接対話や総会議案の提出，議決権行使などを，包括的なESGガイドラインに従って行うことにより，投資先企業の行動に影響を及ぼす行為

インテグレーション

伝統的な財務分析にESG の要素を明確かつ体系的に組みこむ

インパクト投資

社会的・環境的な問題を解決していくための活動に対する投資

テーマ投資

社会の持続可能性に関するテーマ（クリーンエネルギーなど）や資産への投資

出所：UBSアセット・マネジメント
上記は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではありません。

UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド

愛称：みらいゲート・先進国ESG　（追加型投信／内外／株式／インデックス型）

【ポートフォリオの状況（2021年2月末現在）】　UBS ETF（LU）MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブルUCITS ETFの組入状況

資産構成比（対純資産総額）

上場投資信託証券	99.5%
UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	0.0%
その他現金等	0.5%
計	100.0%

国・地域別構成比

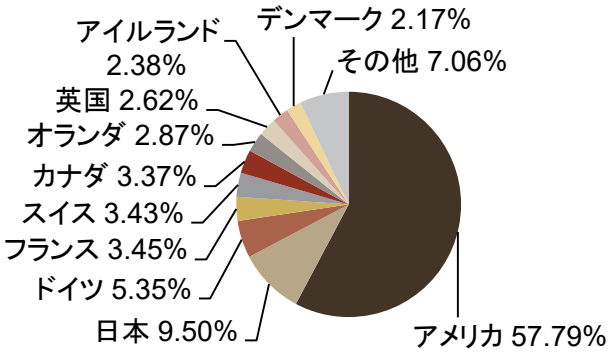

業種別構成比

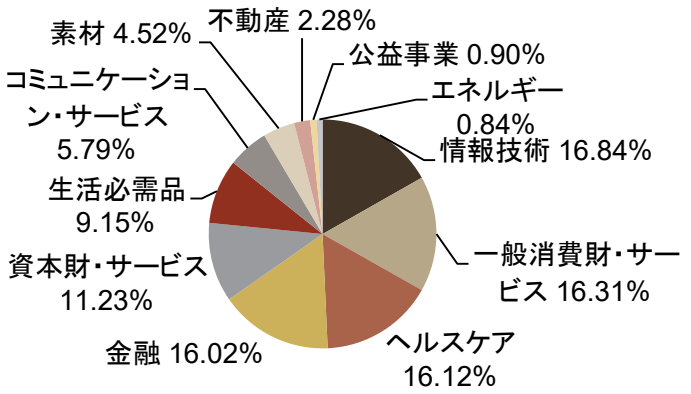

組入れ上位10銘柄(銘柄数：337銘柄)

	銘柄名	国・地域	業種	構成比
1	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	5.20%
2	テスラ	アメリカ	一般消費財・サービス	4.61%
3	ウォルト・ディズニー・カンパニー	アメリカ	コミュニケーション・サービス	3.12%
4	エヌビディア	アメリカ	情報技術	3.09%
5	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	アメリカ	生活必需品	2.81%
6	ホーム・デポ	アメリカ	一般消費財・サービス	2.54%
7	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	2.20%
8	ロシュ・ホールディング	スイス	ヘルスケア	2.12%
9	セールスフォース・ドット・コム	アメリカ	情報技術	1.80%
10	ペプシコ・インク	アメリカ	生活必需品	1.63%

※国・地域別／業種別構成比および保有上位銘柄の構成比は、「UBS ETF（ LU） MSCI ワールド・ソーシャリー・レスポンシブルUCITS ETF」の組入株式評価額に占める割合です。表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。※業種はMSCI分類に準拠しています。上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド

愛称：みらいゲート・先進国ESG　（追加型投信／内外／株式／インデックス型）

- 当ファンドのベンチマークである、MSCIワールドSRI ロー・カーボン・セレクト5% イシュアー・キャップド・インデックスは、先進国の環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の観点で評価が高い世界の企業の株式の中から、持続可能な社会構築のため特定のビジネスに関与する企業を除外し構成されています。

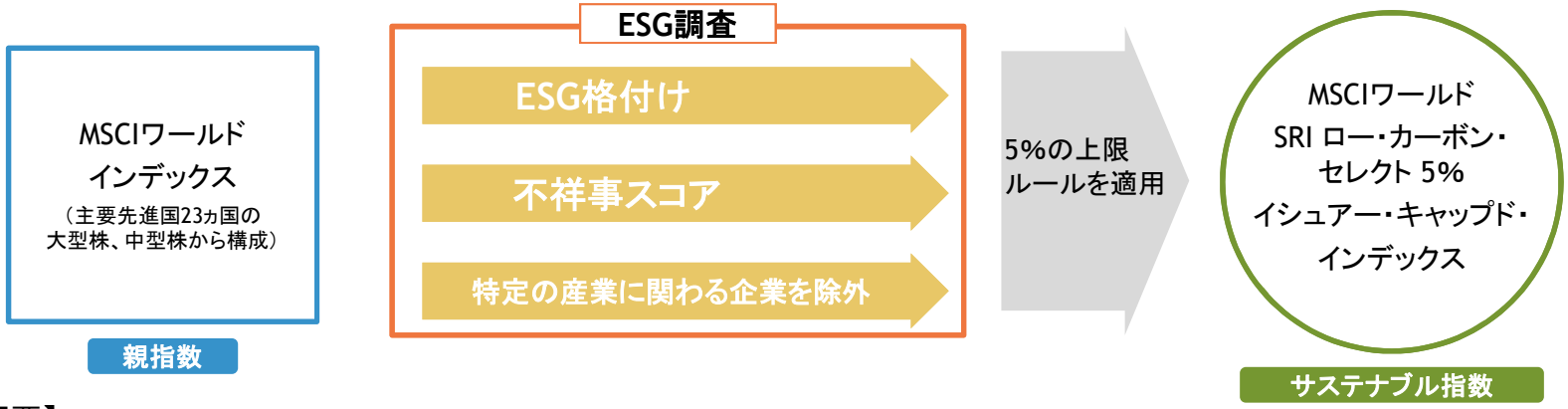

【ESG調査の概要】

	内容	例	新規組み入れ基準	継続組み入れ基準
ESG格付け	37の重要問題について、AAA～CCCの格付けで評価。	二酸化炭素排出、労務管理、取締役構成など。	A以上	BB以上
不祥事スコア	28の項目について10～0のスコアで評価。	贈収賄、不正行為、プライバシー保護など。	4以上	1以上
主な除外産業	燃料炭・石油・ガス等の所有・掘削・精製・生産、石炭・石油・ガス火力発電、原子力発電、核兵器、非人道的兵器（生物・化学兵器等）、タバコ、アルコール、アダルト・エンターテインメント、ギャンブル、遺伝子組み換え食品等の製造、販売などに従事する企業または関連する売上げや事業の比率が一定以上を占める企業、親指数構成銘柄のうち炭素排出量上位10%の企業。			

（注）MSCIなどより当社作成。MSCI各指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド

愛称：みらいゲート・先進国ESG　（追加型投信／内外／株式／インデックス型）

【運用実績（2021年2月末現在）】

ファンドデータ

基準価額	13,990円
純資産総額	4.0億円
設定日	2019年1月29日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年9月5日 （休業日の場合は翌営業日）

分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算日	分配金額
2019年9月5日	0円
2020年9月7日	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

基準価額（分配金再投資）と純資産総額の推移

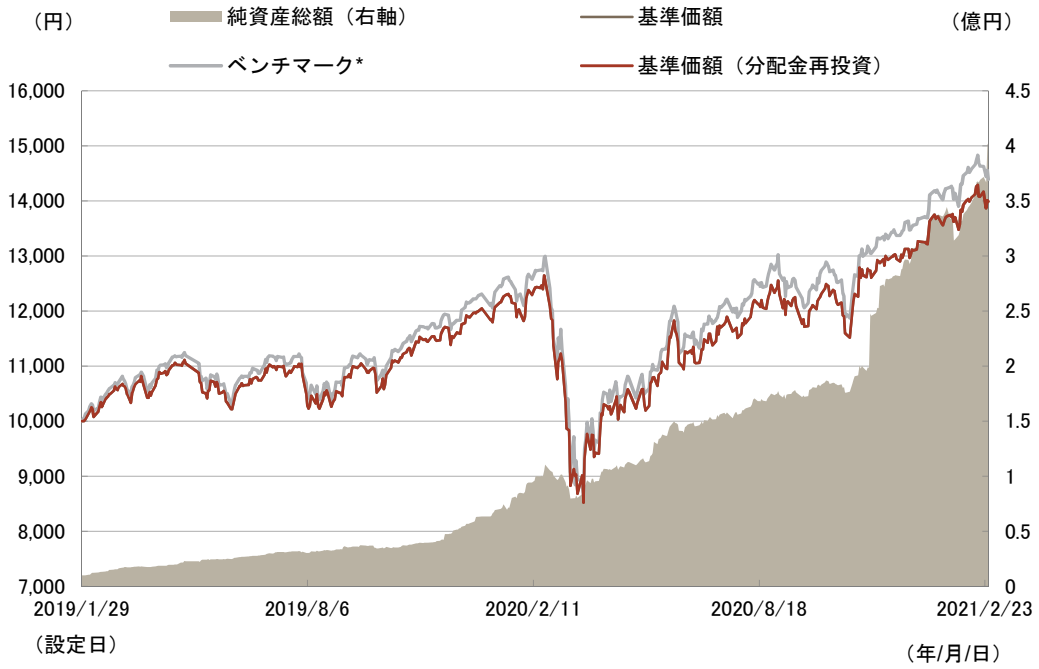

基準価額（分配金再投資）の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	2.08%	8.08%	13.45%	22.95%	—	39.90%
ベンチマーク*	1.78%	7.76%	12.91%	25.15%	—	43.88%

*ベンチマークは2020年12月1日までMSCI ワールド SRI 5% イシュアー・キャップド・インデックス（税引後配当込み、USDベース）、それ以降はMSCI ワールドSRI ロー・カーボン・セレクト 5% イシュアー・キャップド・インデックス（税引後配当込み、USDベース）に基づいて委託会社において円換算したものです。設定日当日を10,000として指数化しています。※上記グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。※基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後、ファンドの分配金（1万口当たり、税引前）でファンドを購入（再投資）したと仮定した場合の価額です。※騰落率は各応答日で計算しています。応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。※当ファンドはベンチマークと異なる基準で評価している為、基準価額の変動率はベンチマークと乖離することがあります。

UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド

愛称：みらいゲート・先進国ESG　（追加型投信／内外／株式／インデックス型）

- 当ファンドのベンチマーク、MSCIワールドSRIロー・カーボン・セレクト5%イシュアー・キャップド・インデックスは、MSCIワールド・インデックスを上回るパフォーマンスとなっています。

【ベンチマークのパフォーマンス（2014年11月25日～2021年3月末、米ドルベース）】

【ご参考データ（2021年2月26日現在、米ドルベース）】

	MSCIワールド・インデックス	MSCIワールドSRIロー・カーボン・セレクト5%イシュアー・キャップド・インデックス
トータル・リターン（5年）	93.43%	107.37%
5年リターン（年換算）	14.10%	15.70%
5年ボラティリティー（年換算）	14.82%	14.17%
トラッキング・エラー（vs. MSCI ワールド）	―	2.38%

出所：MSCI、UBSグループなどよりUBSアセット・マネジメント作成。
インデックスは日次、トータル・リターン・ネット、米ドルベース、バック・テストのデータを含みます。トラッキングエラーのデータ期間は2014年11月25～2021年2月26日。上記パフォーマンスは当ファンドの実績ではありません。ご参考のために表示しています。上記は過去のものおよびシミュレーションであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

[マネックス・アクティビスト・ファンド]

愛称 日本の未来

*当ファンドはマネックス・アセットマネジメント株式会社が運用会社であり、マザーファンドはカタリスト投資顧問株式会社より投資に関する助言を受けます。

運用 Monex Asset Management

マネックス・アセットマネジメント株式会社は、高品質な資産運用サービスを通じて、より豊かな社会の実現に貢献することを目指して、2015年8月に設立されました。マネックス・グループのアセマネモデル転換の中核を担います。カタリスト投資顧問の助言を受け、マネックス・アクティビスト・ファンドを運用します。

投資助言 カタリスト投資顧問株式会社

カタリスト投資顧問株式会社は、日本の企業セクターの活性化、ひいては資本市場の活性化を目標として、上場企業に対する提案とエンゲージメント（対話）を通して投資リターンを追及する運用の実現を主たる業務とし、2019年9月に設立されました。

マネックス・アクティビスト・ファンド（愛称：日本の未来）

基準価額と純資産総額の推移

ファンドデータ

設定日	2020年6月25日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年 ３月 １０日 （休業日の場合は翌営業日）

基準価額の騰落率（2021年3月末現在）

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	6.04%	14.26%	21.9%	-	-	26.86%

出所：カタリスト投資顧問作成

マネックス・アクティビスト・ファンド（愛称：日本の未来）

“個人投資家と日本の企業の未来を触発する”
今までにない、新しいアクティビスト・ファンドを目指す

- 変革期を迎える日本企業を中心に投資。その変革の後押しとなることを目指します。
- 個人投資家と企業の双方の利益を目指し、オープンで総合的なエンゲージメント（対話）を行う、新しいアクティビストの在り方を推進します。

市場を活性化し、共に、日本の未来を創造する

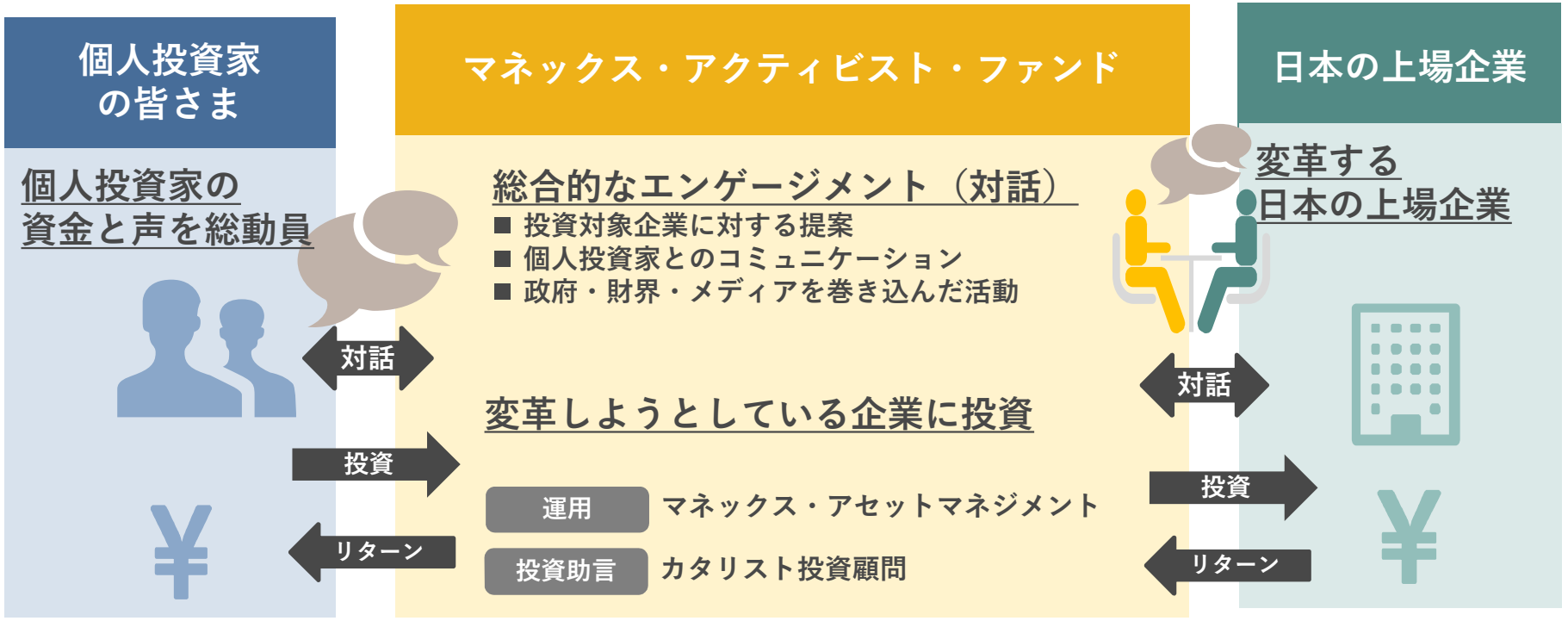

出所：カタリスト投資顧問作成

SDGsと親和性の高いMAFのコンセプト

SDGs

持続可能な開発目標 （達成年限：2030年）

17のゴールと169のターゲットから構成される経済、社会、環境に関する目標

【特徴】
①先進国においても取り組む
②事業の中に取り込みイノベーションを起こす
③参加型：企業、政府、自治体、市民社会で取り組む

「未来志向、参加型、イノベーション、経済的発展と社会、環境の持続可能性」という点での親和性

MAF

マネックス・アクティビスト・ファンド（愛称：日本の未来）

【特徴】
①個人投資家と共に日本の未来を創造する
②アクティビストファンドとしては類を見ない国内公募投信（イノベーション）
③国内の企業セクターの変革、資本市場の更なる発展を目指す
④その過程で投資リターンをあげ、多様性重視や気候変動対応などサステナブルな社会への後押しをする

出所：カタリスト投資顧問作成

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標への貢献の例

8 働きがいも経済成長も

- 投資パフォーマンスの追求
- 金融商品アクセス、リテラシーの向上

5 ジェンダー平等を実現しよう

10 人や国の不平等をなくそう

- 女性活躍推進
- 取締役会における多様性の確保
- 人権方針の設置

⇒議決権行使方針

13 気候変動に具体的な対策を

- 気候変動対応に向けたガバナンス（TCFD）⇒議決権行使方針
- トランジッションにおける事業機会

12 つくる責任つかう責任

- 製品ライフサイクル、サプライチェーンにおける環境配慮

17 パートナーシップで目標を達成しよう

- 包括的なエンゲージメント
- 行動を起こすことを啓発（Be Activists!）

出所：カタリスト投資顧問作成

サステナブル・ファイナンス開示規制(SFDR) の経緯

時期	アクション
2015年9月	国連サミットによる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals： SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択
2015年12月	気候変動枠組条約COP21パリ協定
2018年3月	欧州委員会による**「サステナブル・ファイナンスに関するアクションプラン」の公表**
2019年12月	欧州委員会による「欧州グリーン・ディール」公表、**「EUタクソノミー法案」の政策合意** 欧州議会・欧州理事会による「サステナビリティ・ベンチマーク規制」の改正、**サステナブル・ファイナンス開示規制(SFDR)の制定**
2020年4月	欧州銀行監督機構、欧州証券市場監督局および欧州保険・年金監督当局による**SFDR共同細則案の公表**（パブコメ募集）
2020年6月	欧州議会・欧州理事会による**「EUタクソノミー規則」の制定**
2020年11月	欧州委員会による**「EUタクソノミー規則」の一部細則案公表**
2021年2月	欧州銀行監督機構、欧州証券市場監督局および欧州保険・年金監督当局による**SFDRの細則最終案**の提出
2021年3月	**SFDR適用開始**

出所： The European Union、環境省、金融庁等の開示資料や各種ホームページ等を元にUBSアセット・マネジメント作成
上記は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではありません。

SFDRの概要

- SFDRの適用対象は、EU域内で資産運用サービスを提供する金融機関(Financial Market Participant) 及び金融アドバイザー(Financial Adviser)
- SFDRでは、規制適用対象のEU域内の事業体及び欧州経済領域(EEA)で販売される金融商品に対し、SFDR各条文(Article)に沿った開示を求めている
- SFDRにおける主要な条文の構成

対象	主要条文	項目
事業体	Article 3	サステナビリティ・リスクについての方針
	Article 4	サステナビリティへの悪影響
	Article 5	サステナビリティ・リスクの統合に関連する報酬方針
金融商品	Article 6	サステナビリティ・リスクの統合 (ESG Risk Integration)
	Article 7	サステナビリティへの悪影響
	Article 8	環境(E)または社会(S)の促進 (ESG Promotion)
	Article 9	サステナブル目的 (ESG Objective)
	Article 10	環境(E)または社会(S)の促進ならびにサステナブル投資のウェブ開示
	Article 11	環境(E)または社会(S)の促進ならびにサステナブル投資の定期開示

- SFDRが定義する「サステナブル投資」は、以下の3点を全て満たす必要がある:

  ①環境(E)または社会(S)の促進に貢献する『サステナブル目的』の経済活動への投資であり、

  ②他の『サステナブル目的』を著しく阻害せずに、

  ③投資先企業が、ガバナンス(G)に係る【グッドプラクティス】を実践していること

出所: The European Union、環境省、金融庁等の開示資料や各種ホームページ等を元にUBSアセット・マネジメント作成。
上記は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではありません。

UBSアセット・マネジメント・グループにおけるSFDR対応

- UBSアセット・マネジメント・グループでは、SFDR遵守に向けて、SFDRサステナブル投資分類と整合する強固な投資フレームワークを開発し、SFDR適用開始から継続的な遵守体制を構築しています。
- このフレームワークは、3つのSFDRサステナブル投資分類(Article 6, 8, 9)とも整合しています。

➢既存の運用商品の分類

- 欧州経済領域(EEA)でマーケティングされている運用商品(ファンド/マンデート)をArticle 6、8、9に基づいて分類
- 具体的には、投資戦略ごとに分類したカテゴリーに運用商品を紐づけする一貫性ある分類を実施

✓ Article 6.a: サステナビリティ・リスクを統合していない運用商品 – No ESG Integration
(例)非ESG指数に連動することを運用目的とするパッシブ運用商品

✓ Article 6.b: サステナビリティ・リスクを統合している運用商品 – ESG Risk Integration
(例)全てのアクティブ株式・債券運用商品

✓ Article 8: 環境(E)または社会(S)の促進 – ESG Promotion
(例)全てのサステナビリティ注力運用商品

✓ Article 9: サステナブル目的 (含むArticle 9.3: 炭素削減)– ESG Objective
(例)パリ協定準拠指数に連動することを目的とするETF

今後大幅に拡充する見通し

出所: UBSアセット・マネジメント
上記は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではありません。

長期の資産づくりに役立つ低コストファンド

- 運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの保有期間にわたり継続的に発生する費用で、ファンドの　パフォーマンスに大きく影響します。
- 当ファンドの運用管理費用は、サステナブル関連の株式にグローバルに投資するファンドとの比較で低い水準となっています。

【サステナブル関連グローバル株式ファンドの運用管理費用（税込み）*】

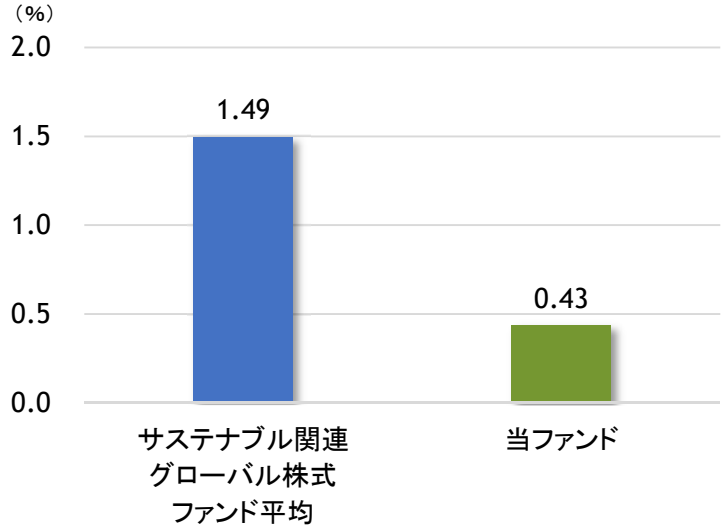

*サステナブル関連グローバル株式ファンドは、Morningstar Directのデータベースから、日本籍、追加型株式投信、ETF、Sustainable Investment、投資対象地域で日本株特化以外の株式ファンドを集計。
運用管理費用は、投資対象となる投資信託証券がある場合にはそれらを含む実質的な負担。

【運用管理費用の差による運用結果の違い】
（2014年11月末から2020年12月末まで
100万円を年率5%で運用した場合）

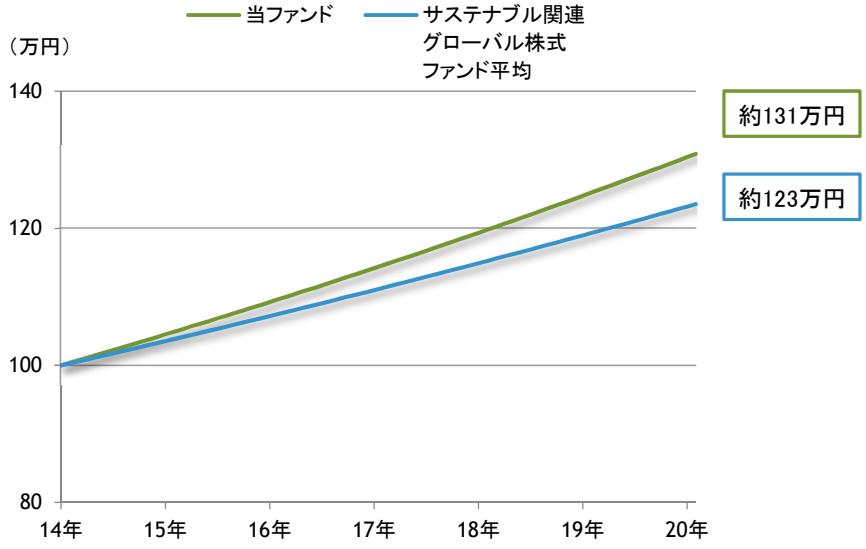

上記はイメージです。実際の運用成果ではありません。購入時手数料は考慮していません。
※当ファンドの購入時手数料はありません。

出所：Morningstar DirectなどよりUBSアセット・マネジメント作成。
2021年2月1日時点。表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。ファンドの保有に係る費用は運用管理費用（信託報酬）の他に、監査費用やその他の費用・手数料等がかかります。投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。上記は当資料作成時点のものであり、今後変更となる可能性があります。

UBS MSCI先進国ESG株式インデックス・ファンド

愛称：みらいゲート・先進国ESG

投資リスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

■ 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

■ 当該インデックスからの乖離に関する主な留意点

主に以下の理由からインデックスの変動率と当ファンドの基準価額の変動率が乖離する場合がございます。

・指定上場投資信託は、UBS独自のシステムを活用し各組入銘柄の比率の調整を行うため、当該インデックスの構成銘柄のすべてをインデックスの算出方法どおりに組入れないこと
・当ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
・当ファンドおよび指定上場投資信託では信託報酬等の管理費用、売買委託手数料等の取引コストを負担すること
・当該インデックスの構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

■ クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

ファンドの費用 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に年率0.2145%(税抜年率0.195%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)	
		委託会社 0.020%	委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.150%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.025%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※ 当ファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※ 運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	投資対象とする投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.22%程度 (委託会社が試算した概算値)	
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率0.4345%程度	

その他の費用・手数料

諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用	
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

お申込メモ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。

購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2019年1月29日設定)
繰上償還	信託契約締結日より1年経過後(2020年1月29日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、毎年9月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(毎年9月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
受託会社	野村信託銀行株式会社

■ 設定・運用は

UBS

商　　号:UBSアセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
加入協会:一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会 /
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

©UBS 2021.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。
UBSは全ての権利を留保します。

【ご留意事項】

本資料は、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された販売用資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

＜インデックス掲載に際してのご留意事項＞

※UBS MSCI先進国サステナブル株式インデックス・ファンドおよびMSCIワールドSRIロー・カーボン・セレクト5%イシュアー・キャップド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）に関して、MSCIはスポンサーではなく、またその保証ないし販売促進もしておらず、さらに、それらファンドの責任を負うものではありません。

マネックス証券からのお取引に関するご留意事項

ＵＢＳ　ＭＳＣＩ先進国ＥＳＧ株式インデックス・ファンド（愛称：みらいゲート・先進国ＥＳＧ）の取引に関する重要事項

＜リスク＞
当ファンドは、主に値動きのある国内外の株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、有価証券の値動き等や為替相場の変動等の影響により上下するため、元本損失が生じることがあります。当ファンドは、投資元本及び分配金の保証された商品ではありません。
＜手数料・費用等＞
当ファンドご購入の申込手数料および換金時に直接ご負担いただく信託財産留保額はかかりませんが、当ファンドの保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、純資産総額に対して年率0.4345%程度（税込）を乗じた額の信託報酬のほか、純資産総額に対して年率0.1%相当額を上限とする監査法人等に支払うファンド監査に係る費用等がかかります。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料（費用）の合計額については、申込金額、保有期間等の各条件により異なりますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。
＜その他＞
投資信託の購入価額によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。投資信託の収益分配金に関しては、以下をご確認ください。
投資信託の収益分配金に関するご説明　https://info.monex.co.jp/help/fund/monthly-distribution.html
当ファンドご購入の際には、当社ウェブサイトに掲載の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」「リスク・手数料などの重要事項に関する説明」を必ずお読みください。

米国上場有価証券等のお取引に関する重要事項

＜リスク＞
米国株式および米国ETF、REIT、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等（以下「米国株式等」）の売買では、株価等の価格の変動、外国為替相場の変動等、または発行者等の信用状況の悪化等により、元本損失が生じることがあります。米国ETF等の売買では、裏付けとなっている資産の株式相場、債券相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等（これらの指数を含む。）や評価額の変動により、元本損失が生じることがあります。国外株式等の場合には、その国の政治的・経済的・社会的な環境の変化のために、元本損失が生じることがあります。なお、外国為替相場の変動により、外貨お預り金の円換算価値が下がり、円ベースでの元本損失が生じることがあります。
＜手数料等＞
米国株式等の売買では、約定金額に対し0.45%（税込:0.495%）（ただし、手数料上限20米ドル（税込:22米ドル））の国内取引手数料がかかります。IFAコースをご利用のお客様について、IFAを媒介した取引の取引手数料は、1注文の約定金額により異なり、最大14,000米ドル（税込:15,400米ドル）かかります。また、上記取引手数料のほか売却時のみ現地取引費用がかかります。現地取引費用は、市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等および手数料等の合計額等をあらかじめ表示することはできません。また、米国ETF等の売買では、保有期間に応じて信託報酬その他手数料がかかることがあります。なお、円貨お預り金と外貨お預り金の交換時に所定の為替手数料がかかります。
＜その他＞
お取引の際は、当社ウェブサイトに掲載の「上場有価証券等書面」「リスク・手数料などの重要事項に関する説明」を必ずお読みください。また、米国株式等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、日本の法令に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。

マネックス・アクティビスト・ファンド（愛称：日本の未来）の取引に関する重要事項

＜リスク＞

当ファンドは、主に値動きのある国内の株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた有価証券の値動き等の影響により上下するため、これにより元本損失が生じることがあります。当ファンドは、投資元本および分配金の保証された商品ではありません。

＜手数料・費用等＞

当ファンドをご購入の際の申込手数料はかかりません（IFAの媒介により購入する場合は、申込金額に対して最大3.30%（税込）を乗じた額の申込手数料がかかります）が、換金時に直接ご負担いただく費用として、約定日の基準価額に0.3%を乗じた額の信託財産留保額がかかります。また、当ファンドの保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、純資産総額に対して年率2.2%（税込）を乗じた額の信託報酬等のほか、運用実績に応じた成功報酬（ハイ・ウォーター・マーク超過分の22%（税込））。詳細は交付目論見書をご参照ください。）やその他費用がかかります。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料（費用）の合計額については、申込金額、保有期間等の各条件により異なりますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

＜その他＞

投資信託の購入価額によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。投資信託の収益分配金に関しては、以下をご確認ください。

投資信託の収益分配金に関するご説明　https://info.monex.co.jp/help/fund/monthly-distribution.html

当ファンドご購入の際には、当社ウェブサイトに掲載の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」「リスク・手数料などの重要事項に関する説明」を必ずお読みください。

「マネックス・アクティビスト・ファンド」にかかるご留意事項

当ファンドは、マネックス・アセットマネジメント株式会社が投資信託委託会社であり、カタリスト投資顧問株式会社より投資助言を受けます。

マネックス・アセットマネジメント株式会社およびカタリスト投資顧問株式会社は、当社の親会社であるマネックスグループ株式会社の子会社であり、金融商品取引法上の親金融機関等および親法人等に該当します。当ファンドにかかる詳細は、交付目論見書をご確認ください。

本セミナーでは、セミナーでご紹介する商品等の勧誘を行うことがあります。

マネックス証券株式会社および説明者は、セミナーおよび関連資料等の内容につき、その正確性や完全性について意見を表明し、保証するものではございません。情報、予想および判断は有価証券の購入、売却、デリバティブ取引、その他の取引を推奨し、勧誘するものではございません。過去の実績や予想・意見は、将来の結果を保証するものではございません。

提供する情報等は作成時または提供時現在のものであり、今後予告なしに変更・削除されることがございます。当社および説明者はセミナーおよび関連資料等の内容に依拠してお客様が取った行動の結果に対し責任を負うものではございません。

銘柄の選択、売買価格などの投資にかかる最終決定は、お客様ご自身の判断と責任でなさるようにお願いいたします。なお、セミナーおよび関連資料等は当社および情報提供元の事前の書面による了解なしに複製・配布することはできません。記載内容に関するご質問・ご照会等にはお応え致しかねますので、あらかじめご容赦ください。

運用：マネックス・アセットマネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2882号
加入協会　一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会
投資助言：カタリスト投資顧問株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3171号
加入協会：一般社団法人　日本投資顧問業協会

マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会